

委託契約書(案)

愛媛県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により、契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、令和8年度「ふれあいフェスティバル2026」委託業務（以下「委託業務」という。）を別添令和8年度「ふれあいフェスティバル2026」開催要綱、「ふれあいフェスティバル2026」委託業務実施要領及び令和8年度「ふれあいフェスティバル2026」委託業務仕様書により乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 前項の要綱及び仕様書に明記されていないもの、又はその内容に疑義があるときは、甲乙協議して定める。

（委託料）

第2条 甲は乙に対し、委託料として金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払う。

（委託の期間）

第3条 乙は、契約締結の日から令和9年2月28日までの間に、委託業務を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の処理を他に委託させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、乙は、再委託先にこの契約における一切の義務を遵守させるとともに、再委託先が行った業務について再委託先と連帯して責任を負わなければならない。

(事業計画書の提出)

第7条 乙は、契約締結後速やかに事業計画書(様式第1号)を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(事業計画書の変更)

第8条 乙は、事業内容の一部を中止し、又は変更(軽微な変更を除く)しようとする場合、事業変更計画書(様式第2号)を甲に提出し、その承認を得なければならない。

(調査等)

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了検査)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、甲に対して実績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、委託業務の完了について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第11条 前条第2項の検査終了後、乙は、委託料の支払いを委託料精算払請求書(様式第4号)により請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

(前金払)

第12条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の一部を前金払することがある。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書(様式第5号)により請求するものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 前3号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

(5) 乙又は乙の役員等が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例

第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。
- 3 乙は、第1項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(契約の変更)

第14条 委託業務の内容に著しい影響を与える事情が生じたときは、甲乙協議の上、契約の内容を変更することができる。

(損害賠償)

第15条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(関係書類の整備及び保管)

第16条 乙は、委託業務に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第18条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して、これを定めるものとする。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

住 所 松山市一番町四丁目4番地2
甲 名 称 愛媛県
代表者 知 事 中村 時広

住 所
乙 名 称
代表者